

基本要領Ⅱの第1 広域登録検査機関の登録等

広域登録検査機関の登録等申請手続 マニュアル

広域登録検査機関の登録申請手続	・ ・ ・ 8-1
成分検査に関する業務の委託関係	・ ・ ・ 8-4
第1 広域登録検査機関の登録等の申請	・ ・ ・ 8-5
第2 等級証印の管理等	・ ・ ・ 8-7
第3 帳簿	・ ・ ・ 8-8
第4 成分検査に関する業務の受委託	・ ・ ・ 8-8
第5 農産物検査員証の再交付等の届出	・ ・ ・ 8-9
○ 様式第1-1号 広域登録検査機関の登録申請書	・ ・ ・ 8-11
○ 様式第1-2号 広域登録検査機関の登録更新申請書	・ ・ ・ 8-12
○ 様式第1-3号 広域登録検査機関の変更登録申請書	・ ・ ・ 8-13
○ 様式第2号 登録事項変更届出書	・ ・ ・ 8-18
○ 様式第3号 登録検査機関業務休止（廃止）届出書	・ ・ ・ 8-19
○ 様式第4号 検査請求者別検査台帳（国内産農産物）	・ ・ ・ 8-20
○ 様式第4-2号 検査請求者別検査台帳 （国内産農産物の品位の測定結果）	・ ・ ・ 8-21
○ 様式第4-3号 検査請求者別検査台帳 （期間経過米の品位の測定結果）	・ ・ ・ 8-22
○ 様式第5号 外国産農産物検査台帳	・ ・ ・ 8-23
○ 様式第6号 成分検査台帳	・ ・ ・ 8-24
○ 様式第7号 成分検査業務委託届出書	・ ・ ・ 8-25
○ 様式第8号 再交付願（紛失届）	・ ・ ・ 8-26
○ 様式第9号 検査機関登録台帳の登録抹消願書	・ ・ ・ 8-27
○ 様式例第1号 農産物検査業務規程記載事項（例）	・ ・ ・ 8-28
○ 様式例第2号 成分検査委託業務規程記載事項（例）	・ ・ ・ 8-43

広域登録検査機関の登録申請手続

1 登録の区分等について

- (1) 登録の区分
- ① 品位等検査（国内産農産物又は外国産農産物の別）
 - ② 成分検査
- (2) 登録免許税
登録（更新の登録を除く） 1件につき 15万円
- (3) 登録の有効期間 5年間

2 登録までの主な流れ

(1) 登録申請書及び添付書類を農林水産大臣に提出。

- ①品位等検査(国内産)・・・地方農政局長
②品位等検査(外国産)・・・地方農政局長
③成分検査・・・地方農政局長

(注) 申請書を提出する場合、主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に提出する。

(2) 地方農政局長は、必要な書類が添付されていること、納付すべき登録免許税が納付されていることを確認した後、登録要件に適合しているかどうかについて審査(書類審査及び現地審査)を実施する。

(3) 当該申請が登録要件に適合していることが認められれば、登録検査機関として登録台帳に記載されるとともに、
①登録年月日及び登録番号、②登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、③農産物検査を行う農産物の種類、④登録の区分、⑤農産物検査を行う区域、⑥農産物検査員の氏名及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類(⑦業務委託を行う、又は委託を受ける場合は、委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)が公示される。

3 登録申請書の記載

名 称			
	名 称	所 在 地	電話番号
① →	主たる事務所		
② →	従たる事務所		
③ →	登録の区分	品 位 等 検 査	成分検査
④ →	農産物の種類		
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備 考			
⑤			

①主たる事務所
登記簿に記載された主たる事務所を記載

②従たる事務所
主たる事務所以外の事務所であって、農産物検査を行う場所(検査場所)を管轄し、検査請求の受付、帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所を記載
名称は、組織規程等に記載された支店、支部、出張所等の名称を記載

③登録の区分
品位等検査又は成分検査のいずれか一方のみを行う場合は、該当する区分以外の区分を二重線で抹消する。

④農産物の種類
国内産農産物又は外国産農産物の別及び農産物の種類を記載
(規則第1条の表の上欄)
もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば、でん粉
(例:国内産玄米、外国産小麦)

⑤登録検査機関名の略称

略称を使用する場合は略称名を記入する。

4 登録申請に必要な書類について

(1) 登録検査機関登録申請書(様式第1号)

(注:登録免許税の領収証書を申請書に貼り付けること)

(2) 添付書類

- ① 定款及び登記事項証明書
- ② 役員の氏名及び住所を記載した書面
- ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- ④ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画並びに当該両事業年度の収支予算に関する書類(申請時に翌事業年度の予算が決定していない等、地方農政局長がやむを得ないと認める事情により、当該書類が作成されていない場合には、作成後速やかに提出することを条件として申請書を提出する)
- ⑤ 申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類
- ⑥ 検査場所(年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。)に関する書類(所在地の地図・見取り図、検査場所の写真(全体・内部等)及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類(登記簿、賃貸借契約書、所有者の承諾書等))
- ⑦ 農産物検査に必要な器具機材の写真

なお、計量法(平成4年法律第51号)に規定する特定計量器には、定期検査を行っていることがわかる写真等を添付する。

5 業務規程の取扱いについて

(1) 業務規程の記載内容

登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を様式例第1号に倣って作成する。

(2) 業務規程の届出先

申請書を提出した地方農政局長に、業務規程を届け出る。

(3) 変更登録及び登録事項の変更に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

6 登録の更新について

(1) 登録更新手数料 10,100円

(品位等検査及び成分検査の両方を行う場合でもそれぞれの手数料とする。)

(2) 登録の更新の際には、登録検査機関が登録要件に適合しているかどうかを定期的に確認する必要があることから、登録の場合と同様の確認を行う。

7 変更登録について

(1) 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類、農産物検査の登録の区分、農産物検査を行う区域を変更する場合に、変更登録を行う。

(2) 登録免許税

- ① 変更登録(登録の区分の増加に係るものに限る。) 1件につき 15万円
- ② 変更登録(農産物の種類又は区域の増加に係るものに限る。) 1件につき 3万円

(3) 変更登録は、いずれも農産物検査を行う場合の能力的、地理的範囲の変更を伴うものであることから、農産物検査員並びに機械器具その他の設備及びその所在場所については、登録の場合と同様に確認を行う。

8 登録免許税について

① 登録

登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を申請書にはり付ける。

② 登録の更新

登録更新手数料の額に相当する額の収入印紙を申請書にはり付ける。

③ 変更登録

登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書又は登録免許税の額に相当する額の収入印紙を申請書にはり付ける。

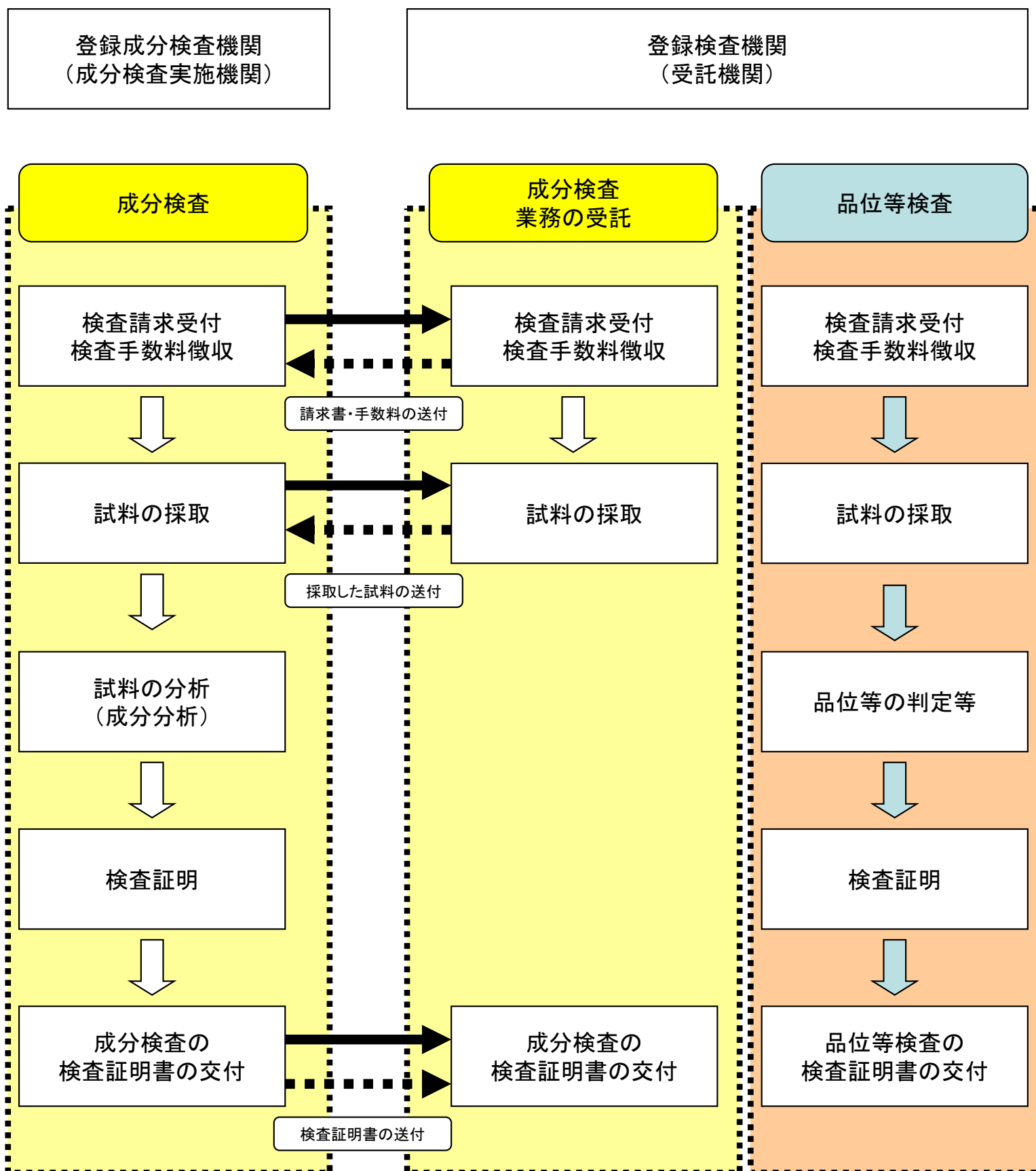
(1) 現金により納付する場合

税法第21条の規定に基づき、現金により登録免許税を納付する場合は、申請者が、税務署発行の納付書に必要事項を記入の上、日本銀行の本支店、国税の収納を行うその代理店、郵便局又は地方農政局を所轄する税務署において現金を納付し、納付した領収証書を受領することにより行う。

(2) 収入印紙により納付する場合

税法第22条の規定に基づき、登録免許税の額が3万円以下であるときは、当該金額に相当する収入印紙を申請書にはり付けて登録免許税を納付することができる。

成分検査に関する業務の委託関係



(注) → は業務委託

広域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

第 1 広域登録検査機関の登録等の申請

農産物検査に関する
基本要領Ⅱの第 1

1 登録の申請

(1) 広域登録検査機関の登録の申請

基本要領Ⅱの第 1 の 1 に規定する農産物検査を行う区域が複数の都道府県の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の登録の申請は、広域登録検査機関の主たる事務所を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して、様式第 1－1 号に次に掲げる申請書類を添付して申請する。

様式第 1－1 号

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員の氏名及び住所を記載した書類

ウ 申請日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

エ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画並びに当該両事業年度の収支計算に関する書類（申請時に翌事業年度の予算が決定していない等、地方農政局長がやむを得ないと認める事情により、当該書類が作成されていない場合には、作成後速やかに提出することを条件として申請書を提出する。）

オ 申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類

カ 検査場所（年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。以下同じ。）に関する書類（所在地の地図・見取り図、検査場所の写真（全体・内部等）及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類（登記簿、賃貸借契約書、所有者の承諾書等））

キ 農産物検査に必要な器具機材の写真

なお、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に規定する特定計量器には、定期検査を行っていることがわかる写真等を添付する。

(2) 広域登録検査機関の登録更新の申請

登録更新の申請をしようとする登録検査機関は、様式第 1－2 号に（1）の申請書類を添付して申請する。

様式第 1－2 号

なお、過去に提出した申請書類に変更がない場合は、その旨を記した書面を添付して申請することにより、当該申請書類の添付を省略することができる。

(3) 広域登録検査機関の変更登録の申請

変更登録の申請をしようとする登録検査機関は、様式第 1－3 号に次に掲げる事項を記入し（1）の申請書類うち変更しようとする内容に関連する書類を添付して申請する。

様式第 1－3 号

ア 広域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類、登録の区分又は、広域登録検査機関が農産物検査を行う区域のうち変更しようとする事項

イ 1 年間に行おうとする農産物の種類ごとの品位等検査の検査見込数量又は 1 年間に行おうとする成分検査の検査見込件数

ウ 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

エ 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他設備及びその所在場所

なお、広域登録検査機関がアの農産物検査を行う区域を削減し、農産物検査を行う区域が一の都道府県区域である登録検査機関（以下「地域登録検査機関」という。）となる変更申請は、当該広域登録検査機関が登録を受けた主たる事務所の住所地を管轄する地方農政局長を経由して、当該広域登録検査機関の検査を行う区域を管轄する都道府県知事に申請するものとする。

また、変更登録申請の提出を受けた地方農政局長は、登録申請先である都道府県知事に対し、以下の当該広域登録検査機関に係る書類の写しを紙媒体又は電子媒体により申請書に添付して進達するものとする。

（ア）検査機関登録台帳

（イ）業務規程

（ウ）直近の登録更新申請書（更新を行っていない場合は登録申請書）

2 申請における留意事項

（１）主たる事務所とは、登記簿に記載された主たる事務所を記載する。

（２）従たる事務所とは、主たる事務所以外の事務所であって、検査場所を管轄し、請求書の受付、農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所を記載する。

また、国内産農産物の品位等検査を行う広域登録検査機関は、農産物検査を行うおとする区域（法第17条第5項に定める単位。以下同じ。）ごとに従たる事務所を設置する。ただし、全ての農産物検査員について、農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、この限りでない。

従たる事務所は、組織規程等に記載された支店、支部、出張所等を記載する。

（３）検査場所とは、法第17条第2項の2及び農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第16条の機械器具その他の設備を用いて、農産物検査を行う場所をいう。

なお、国内産農産物の品位等検査を行う広域登録検査機関は、農産物検査を行うおとする区域ごとに検査場所を1箇所以上設置しなければならない。

（４）国内産農産物の検査を行う範囲とは、以下のいずれかに該当する区域で行うことができる。

ア 検査を受けようとする農産物の生産者が居住する区域

イ 検査を受けようとする農産物の生産地

（５）生産者が居住する都道府県と隣接する都道府県において生産した農産物を生産者の居住している都道府県において国内産農産物の品位等検査を行う場合にあっては、以下の要件を満たしていなければならない。

なお、この場合、当該隣接都道府県に（２）の従たる事務所（３）の検査場所を設置しておく必要はないものとする

ア 当該検査を行う広域登録検査機関に、当該隣接都道府県の農産物検査を行うことができる農産物検査員がいること。

イ 当該検査を行う広域登録検査機関の業務規程に、農産物検査を行う区域として、隣接都道府県を規定していること。

- ウ 当該検査を行う広域登録検査機関の業務規程に、銘柄検査を行おうとする当該都道府県の銘柄が規定されていること。
- エ 当該検査を行う広域登録検査機関の業務規程に、イ及びウについて、出作の特例であることが記載されていること。

3 登録事項の変更の届出等

- (1) 基本要領Ⅱの第1の3の(1)に規定する登録事項の変更は、様式第2号の登録事項変更届出書により届け出る。
- (2) 基本要領Ⅱの第1の3の(2)に規定する業務の休止及び廃止の届出は、様式第3号の登録検査機関業務休止（廃止）届出書により届け出るとともに、次に掲げる書類を休止の開始日又は業務の廃止日以降に提出する。
- ア 広域登録検査機関の業務を休止する場合
- 休止の開始日が含まれる期間（農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日（平成13年3月22日農林水産省告示第445号）の二の第4欄に掲げる期間をいう。以下同じ）の農産物検査の結果
- イ 広域登録検査機関の業務を廃止する場合
- (ア) 業務の廃止日が含まれる期間の農産物検査の結果
- (イ) 検査機関登録台帳の登録抹消願書（様式第9号）
- (ウ) 農産物検査員証（規則別記様式第19号）

様式第2号

様式第3号

様式第9号

4 業務規程の届出等

法第21条第1項に基づき届け出る業務規程は、様式例第1号に倣って作成し、確認に必要な書類を添付し、登録の申請を行った地方農政局長へ届け出る。

なお、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とし、検査場所の追加を行った場合には、登録申請と同様に確認ができる書類を添付すること。

様式例第1号

第2 等級証印の管理等

1 等級証印の管理

- (1) 広域登録検査機関は、等級証印を適切に管理するため、業務規程に管理方法を定める。
- (2) 広域登録検査機関は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに地方農政局長に報告し、地方農政局長の要請による調査等に協力するとともに適切な措置を講じる。

2 押印用インクの安全性の確保

登録検査機関は、農産物の包装の表面に等級証印を押印するときは、食品衛生上有害なものが含まれていないインクを使用しなければならない。

3 検査証明事項の訂正方法

- (1) 広域登録検査機関は、農産物検査法第13条第2項に規定する紛らわしい表示とならないように、業務規程に検査証明事項の訂正方法を定めること。

- (2) 業務規程に検査証明事項の訂正方法の定めがない場合には、別紙参考に示されている訂正方法によらなければならない。
- (3) 電子情報処理組織を使用する方法を用いる場合は、訂正の履歴を残さなければならない。

(別紙参考)

第3 帳簿

- 1 広域登録検査機関は、法第25条及び規則第22条の規定に基づき帳簿を作成し、これを保存する。

関連：様式例1号第20条

なお、帳簿の作成及び保存については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項及び第4条第1項に基づき行うことができる。

- 2 帳簿の様式については、次に掲げるとおりとする。

様式第4号

- (1) 国内産農産物に係る品位等検査 様式第4号、様式第4-2号及び様式第4-3号

様式第4-2号

様式第4-3号

- (2) 外国産農産物に係る品位等検査 様式第5号

様式第5号

- (3) 成分検査 様式第6号

様式第6号

第4 成分検査に関する業務の受委託

1 委託の届出

法第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務のうち試料の分析の業務及びその分析の結果に基づいて行う検査証明の業務以外の業務を他の登録検査機関に委託しようとする成分検査を行う登録検査機関（以下「委託登録検査機関」という。）は、規則第24条第1項の規定に基づき、様式第7号の成分検査業務委託届出書を作成し、あらかじめ委託登録検査機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に届け出る。

別紙9 広域登録検査機関の登録等の審査等手続マニュアル

様式第7号

なお、当該届出書は、法第17条第7項の規定に基づく同条第4項第6号に掲げる事項の変更の届出を兼ねるものとする。

2 準則の作成

委託登録検査機関は、規則第24条第3項に規定する委託する業務に関する準則を様式例第2号に倣って作成し、当該業務を受託する登録検査機関（以下「受託登録検査機関」という。）に示す。

様式例第2号

なお、当該準則については、1の届出と併せて地方農政局長に届け出る。

3 受託登録検査機関の受託の届出

準則を示された受託登録検査機関は、様式第2号の登録事項変更届出書に委託登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、広域登録検査機関である場合は広域登録検査機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に、地域登録検査機関である場合は当該区域を管轄する都道府県知事に届け出る。

様式第2号

なお、当該届出にあつては、委託登録検査機関から示された準則の写しを添付する。

4 委託事項変更の届出

委託登録検査機関は、規則第24条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則第24条第2項の規定に基づき、様式第7号の成分検査業務委託届出書をあらかじめ地方農政局長に届け出るとともに受託登録検査機関に通知する。

様式第7号

なお、委託の内容の変更に伴い準則を変更したときは、受託登録検査機関に送付するとともに成分検査業務委託変更届出書と併せて、地方農政局長に届け出る。

5 受委託先の登録事項変更の届出

委託登録検査機関又は受託登録検査機関は、法第17条第4項第6号に規定する当該登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を変更したときは、当該受委託に係る契約相手方に通知する。

変更の通知を受け取った委託登録検査機関又は受託登録検査機関は、様式第2号の登録事項変更届出書を広域登録検査機関である場合は、広域登録検査機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長に、地域登録検査機関である場合は、当該区域を管轄する都道府県知事に届け出る。

様式第2号

第5 農産物検査員証の再交付等の届出

- 1 広域登録検査機関は、農産物検査員証の記載内容に変更が生じたときは、法第17条第7項による登録事項の変更届出又は法第19条による変更登録の申請をするとともに、当該農産物検査員証を返納する。

また、農産物検査員証を紛失した場合は、様式第8号により再交付の申請を行う。

様式第8号

- 2 広域登録検査機関は、農産物検査員を登録台帳から抹消するときは、様式第9号の検査機関登録台帳の登録抹消願書により、地方農政局長に届け出るとともに、農産物検査員証を返還する。

様式第9号

(別紙参考)

検査証明事項の訂正方法

検 査 証 明 書	
何 年 産 ①	種 類 ①
銘 柄 ②	
正味重量規格 何 kg ③	等級又は品位の 測定結果

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

何 登録検査機関
④ 検査年月日

- ① 種類、年産・・・当該農産物の検査を行う登録検査機関の農産物検査員の認印の押印により行う。
- ② 銘柄・・・誤った記載事項を抹消の上、農産物検査員の認印を押印し、適正な記載事項を記載する。
- ③ 量目・・・別紙5手順8の⑤に規程された方法による。
- ④ 検査証明月日、登録検査機関名(機関名付き日付印)・・・誤って押印した場合は、
(ア) 誤印をマジック等により二重線又は×書きで抹消し、余白に正しい印を鮮明に押印する。
(イ) 誤印の上に誤印を逆さにして重ねて押印することによって印影を不鮮明にして、余白に正しい印を鮮明に押印する。

広域登録検査機関の登録申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法の規定に基づき、登録検査機関の登録を受けたいので申請します。

名 称			
	名 称	所 在 地	電話番号
主たる事務所			
従たる事務所			
登録の区分	品 位 等 検 査		成分検査
農産物の種類			
農産物検査法第 17 条第 3 項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備 考			

(注) 農林水産大臣宛には登録免許税法第 22 条の規定に基づき納付した領収書を(第 3 面)貼り付けるものとする。

広域登録検査機関の登録更新申請書

収 入 印 紙
〔 消 印 を し 〕
〔 な い こ と 〕

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新を受けたいので申請します。

名 称			
	名 称	所 在 地	電話番号
主たる事務所			
従たる事務所			
登録の区分	品 位 等 検 査		成分検査
農産物の種類			
農産物検査法第 17 条第 3 項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備 考			

広域登録検査機関の変更登録申請書

収 入 印 紙
〔 消 印 を し 〕
〔 な い こ と 〕

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新を受けたいので申請します。

名 称			
	名 称	所 在 地	電話番号
主たる事務所			
従たる事務所			
登録の区分	品 位 等 検 査		成分検査
農産物の種類			
農産物検査法第 17 条第 3 項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備 考			

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種 類	包装の有無	検査見込数量
農産物検査員			
氏 名	住 所	検査を行う 農産物の種類	検査を行う 区域
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
農産物検査を行 おうとする区域	事務所の名称		

(注) 農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する

(第2面の2) 外国産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種 類	検査見込数量	
農産物検査員			
氏 名	住 所	検査を行う農産物の種類	
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
事務所の名称	農産物検査を行 おうとする区域	検査員の氏名	

(第2面の3) 成分検査を行おうとする者

1年間にしようとする検査見込件数			
農産物検査をしようとする区域		検査見込件数	
農産物検査員			
氏 名	住 所		
械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別

(第3面)

領収証書はり付け欄

備考1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

2 領収証書の代わりに登録免許税法第22条の規定に基づき、収入印紙により登録免許税を納付する場合は、収入印紙を第1面の上部はり付け欄にはり付けるものとし、第3面の添付は不要とする。

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

登録事項変更届出書

登録検査機関の登録事項に変更があったので、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 17 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号		登録年月日	
	変更年月日	変 更 前	変 更 後
法第 17 条第 4 項第 2 号に 関すること			
法第 17 条第 4 項第 6 号に 関すること			
法第 17 条第 4 項第 7 号に 関すること			

農林水産大臣 殿

住 所
名 称
代表者氏名

登録検査機関業務休止（廃止）届出書

登録検査機関の業務を下記のとおり休止（廃止）したいので、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定に基づき届け出ます。

記

1 名称及び主たる事務所の所在地

2 休止の開始日及び期間又は廃止の予定日

3 休止又は廃止する理由

(注) 1 でん粉については会計年度ごとに、それ以外の農産物については生産年度ごとに作成する。
2 農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省令第244号）の品位の規格に設定されていない種類にあっては、容積重欄を省略することができる。

検査請求者別検査台帳（国内産農産物の品位の測定結果）

農産物検査を請求した者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）										住 所										
										農 産 物 検 査 法 上 の 受 検 根 拠 規 定					農産物検査員の氏名					
										法 第 条 第 項 ()						品 位 の 測 定 結 果				
										農産物検査 を行った年 月日	農産物検査 の請求を受 けた年月日	検査場所	種 類	生産 年度		銘 柄	包 装	量 目	数 量	容積重 (g/l)
・ ・	・ ・																			
・ ・	・ ・																			
・ ・	・ ・																			
・ ・	・ ・																			
・ ・	・ ・																			
・ ・	・ ・																			
・ ・	・ ・																			

検査請求者別検査台帳（期間経過米の品位の測定結果）

農産物検査を請求した者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）										住 所																			
										農 産 物 検 査 法 上 の 受 検 根 拠 規 定																			
										法 第 条 第 項（ ）										品 位 の 測 定 結 果									
農産物検査 を行った年 月日	農産物検査 の請求を受 けた年月日	検査場所	種 類	生産 年度	銘 柄	包装	量目	数量	量目 欠減	容積重 (g/l)	白米 熟粒 (%)	水分 (%)	死米 (%)	胴割粒 (%)	碎米 (%)	着色粒 (%)	異種 穀粒	異物	農産物検査員 の氏名										
・ ・	・ ・																												
・ ・	・ ・																												
・ ・	・ ・																												
・ ・	・ ・																												
・ ・	・ ・																												
・ ・	・ ・																												
・ ・	・ ・																												

(事務所名)

(注) 1 会計年度ごとに作成すること。
2 契約区分及び種類銘柄別に作成すること。
3 農産物検査を行った年月日のうち開始月日は、本船入港後の荷役開始日とし、農産物検査を行った年月日のうち終了月日は、品位等検査証明書の交付月日とする。

成分検査台帳

[illegible]

(注) 会計年度ごとに作成すること。

農林水産大臣 殿

名称
住所
代表者氏名

成分検査業務委託届出書

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 28 条の規定に基づき、成分検査に関する業務を下記のとおり委託したいので届け出ます。

記

- 1 委託先の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 委託しようとする業務の内容
- 3 委託しようとする期間

（注） 農産物検査法施行規則第 24 条第 3 項の準則を添付すること。

年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
登録検査機関名
代表者名

再 交 付 願（紛失届）

当機関に所属する農産物検査員 について、農産物検査員証を紛失しましたので届け出るとともに、再交付をお願いします。

なお、当該農産物検査員証が発見された場合は直ちに返還します。

紛失理由

上記、紛失理由に相違ありません。

農産物検査員
住所
氏名

（注）農産物検査員の署名ができない場合は、登録検査機関の検査担当者が紛失理由の記入及び農産物検査員を登録検査機関検査担当者と読み替え署名を行う。

農林水産大臣 殿

所在地
登録検査機関名
代表者名

検査機関登録台帳の登録抹消願書

農産物検査員が（例：退職、出向）したので、下記のとおり農産物検査員証を返納し、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）別記様式第 18 号の検査機関登録台帳から抹消願います。

記

1. 抹消する農産物検査員氏名

2. 返納する農産物検査員証に記載された証明書番号 号

3. 農産物検査員証が返納できない場合の理由

上記返納できない理由に相違ありません。

登録検査機関検査担当者
氏名

農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント
農産物検査業務規程 （登録検査機関名） 第1章 総 則 （総 則） 第1条 ○○○○○○○○○（以下「本会」という。）が農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第2条第5項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う同条第1項の農産物検査（以下「農産物検査」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。 （農産物検査の方針） 第2条 本会が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。 一 農産物検査を公平、公正、迅速に行う。 二 農産物検査の信頼性を確保するため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。 三 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。 四 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。 （法的地位及び責任） 第3条 本会は、定款の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。 2 本会は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。 第2章 農産物検査を行う時間及び休日 （始業及び終業時刻） 第4条 農産物検査を行う時間は、○時○○分から○時○○分までとする。（休憩時間は○時○○分から○時○○分まで） 2 前項の時間は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。	（総 則） 1 農産物検査業務規程が適用される範囲を示していること。 2 他の業務を兼業している場合は、それとの区別が明確になっていること。 （農産物検査の方針） 1 活動のよりどころとなるものであること。 2 農産物検査に従事する者が具体的行動をイメージしやすいものであること。 （法的地位及び責任） 1 組織及び権限の法的根拠を明確にしていること。 2 登録検査機関としての責任の範囲を明確にしていること。 （始業及び終業時刻） 営業時間の設定が、円滑な農産物検査の実施を阻害するものでないこと。

(休日) 第5条 休日は次のとおりとする。 一 土曜日及び日曜日 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 三 12月29日から翌年1月3日まで 四 その他〇〇が特に必要と認めた日 2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。 第3章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等 (農産物検査を行う農産物の種類) 第6条 本会は、〇〇、〇〇及び〇〇について農産物検査を行う。 (農産物検査の登録の区分) 第7条 本会は、法第2条第3項（第4項）の品位等（成分）検査を行う。 (農産物検査を行う区域) 第8条 本会が品位等検査を行う区域は、〇〇、〇〇及び〇〇とする。 (農産物検査の請求の受付場所) 第9条 農産物検査の請求の受付場所は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名 称</th><th>所 在 地</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> なお、上記にかかわらず、全省庁統一の電子申請システム（以下、「共通申請サービス」という。）を通じて請求をすることができる。 (農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置) 第10条 農産物検査を行う場所（以下「検査場所」という。）を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所	名 称	所 在 地							(休日) 休日の設定が、円滑な農産物検査の実施を阻害するものでないこと。 (農産物検査を行う農産物の種類) 農産物検査を行う農産物の種類の範囲を明確にしていること。 (農産物検査の登録の区分) 1 農産物検査の登録の区分を明確にしていること。 2 品位等検査と成分検査の両方を行う場合には、それが明確になっていること。 (農産物検査を行う区域) 品位等検査に係る農産物検査を行う区域は、都道府県名とし、営業範囲を明確にしていること。 (農産物検査の請求の受付場所) 1 農産物検査の請求の受付場所を明確にしていること。 2 農産物検査の請求の受付場所の設置が、受検者の利便に資するものであること。 3 農産物検査の請求の受付にあつては、営業範囲にかかわらず法第17条第5項に定める区域ごとに行える体制になっていること。 4 成分検査を行う登録検査機関が、他の登録検査機関に検査請求の受付の事務を委託する場合は、当該委託先の農産物検査の請求の受付場所を記載する (農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置) 1 検査場所（年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。以下同じ。）は、法第17条第5項に定める区域ごとに行なえるようになっていること。
名 称	所 在 地								

に配置される法第 17 条第 2 項第 1 号の農産物検査員（以下「農産物検査員」という。）の数は、次に掲げるとおりとする。

事務所		検査場所		農産物 検査員数
名称	所在地	名称	所在地	
				○名以上
				○名以上
				○名以上
				○名以上

- 2 検査場所（受検品の持込み先）を明確にしていること。
- 3 当該検査場所において、農産物検査を適正かつ円滑に行い、検査した農産物が円滑に流通し得るものであること。
- 4 外国産農産物に係る品位等検査を行う検査場所は、原則として植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第6条に規定する指定輸入場所とし、臨海地域内（沿岸又は沿岸倉庫）において、試料採取、量目、荷造り及び包装の検査を円滑に実施し得る場所とする。
- 5 各事務所が管轄する検査場所は、当該事務所の管轄区域と照らして適切であること。
- 6 成分検査にあつては、事務所欄を省略して差し支えない。
- 7 成分検査にあつては、検査場所欄に測定所を記入し、農産物検査員数欄は、測定所別の農産物検査員数を記載すること。
- 8 成分検査にあつては、試料採取場所を設定し、受検品の持込み先を明確にすること。
- 9 農産物検査員の配置が、農産物検査の実施見込数量、1人当たりの検査可能数量等に照らして適正であること

第4章 農産物検査の業務の実施

（農産物検査を行う者）

第11条 農産物検査は、第27条第1項の規定により会長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。

2 農産物検査員は、自ら指示するところにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

一 検査試料の採取業務

二 量目に係る検査における計量業務

三 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第10条第3項の等級又は品位の測定結果の表示業務

（農産物検査の請求の受理）

第12条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式（共通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ）によ

（農産物検査を行う者）

- 1 農産物検査は農産物検査員が行うものであることを明確にしていること。
- 2 補助者が行う業務の範囲を明確にしていること。

（農産物検査の請求の受理）

- 1 検査請求者によって差別を行っていないこと。
- 2 検査請求書の確認を行い、次に掲げる事項に留意すること。

る農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。 2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名をした文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。 なお、検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号総合食料局長通知）の別紙 5「国内産農産物の検査実施マニュアル」に基づき行うものとするが、検査請求書備考欄への「機械鑑定」又は、「等級検査」の記載については、次のとおりとする。 一 品位の測定結果による検査を希望する場合は、「機械鑑定」と記載する。 二 目視による等級検査を希望する場合は、「等級検査」と記載する。なお、当該記載は省略できるものとする。 3 本会は、特別な理由がない限り、検査請求を拒否することができないものとし、拒否する場合は、その理由を請求者に説明するものとする。 4 第 1 項の検査請求書及び検査請求受付簿は、〇年間保存するものとする （農産物検査の受付の条件） 第13条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装について、農産物規格規程に定められた規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあつては、〇〇キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。 一 量目についての条件を欠く米穀について、法第 5 条第 2 項（法第34条第 3 項において準用する場合を含む。）の品位等検査を受ける場合 二 法第15条第 2 項の品位等検査を受ける場合	（1）検査請求者が受検を希望する農産物検査の内容を明らかにしていること。 （2）代理人による検査請求が、検査請求者の委任に基づくものであること。 3 検査請求書が必要な期間（3 年程度）適正に保存されるものであること。 4 検査請求受付簿が必要ない場合は、検査請求受付簿に係る記載を削除すること。 （品位等検査の受付の条件） 1 品位等検査の受付の条件を付す場合は、品位等検査を円滑かつ効率的に行う観点から設定されたものであること。 2 特定の者に対して差別的な取扱いをするものでないこと。
--	--

三 法第34条第1項の品位等検査を行う場合

2 基本要領Ⅰの第2の1の(2)に規定する米穀の産地
品種銘柄の選択銘柄は、次（別表○）のとおりとする。

（水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米）

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、 〇〇〇

（水稻もちもみ及び水稻もち玄米）

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、 〇〇〇

（醸造用玄米）

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、 〇〇〇

（受検のための準備）

第14条 本会は、請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

- 一 受検品に関する情報の提供（品種別作付面積等）
- 二 検査ロット編成時の必要な荷役労働力の提供等
- 三 規則第10条第3項の様式の添付及び生産者記入欄の記載

（成分検査業務の委託）

第15条 本会は、法第28条の規定に基づき、成分検査に

（産地品種銘柄の銘柄検査の受付の条件）

- 1 農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Ⅰの第2の1の（2）に規定する選択銘柄を記載すること。
- 2 米（「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」、「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」、「醸造用玄米」）麦（「普通小麦」、「普通小粒大麦」、「普通大粒大麦」、「普通はだか麦」）、大豆（「大粒大豆及び中粒大豆」、「小粒大豆及び極小粒大豆」）そば別に記載すること。
- 3 選択銘柄については、ホームページに掲載する等関係者が随時縦覧できるよう必要な措置を講じること。
- 4 ホームページの掲載等に当たっては、当該選択銘柄の初検査実施見込み時期の約1か月前に掲載し、関係者に周知することに努めること。
- 5 登録検査機関の区域に居住する生産者が隣接する都府県において農産物を生産した場合の銘柄検査に限って、登録検査機関が当該隣接都府県を検査の区域として、検査が行える農産物検査員がいることを前提に、必要と判断した場合、検査を行う隣接府県の銘柄を記載すること。

【例】 登録検査機関住所：〇〇県、隣接：△△県

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、 〇〇〇
△△県	△△△

※ △△県の銘柄の検査は、〇〇県に居住する生産者が生産した農産物に限る。

- 6 「次」を「別表○」とすることで、農産物検査業務規程の本文と別記することが可能とする。

（受検のための準備）

- 1 請求者に対する要求が、検査を円滑かつ効率的に行う観点から妥当なものであること。
- 2 特定の者に対して差別的な取扱いをするものでないこと。

（成分検査業務の委託）

- 1 成分検査を行う登録検査機関にあつては、成分検査

関する業務のうち次に掲げる業務を他の登録検査機関に委託することができるものとし、当該委託する業務については、本会が示す準則に基づき行わせるものとする。 一 成分検査の請求の受付 二 検査手数料の徴収 三 検査試料の採取、検査証明の業務及び試料の送付 四 検査証明書の交付 (検査試料の採取) 第16条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。 〔外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査を行う場合〕 2 採取した試料は、本会が検査後〇年間保存するものとする。 3 保管期間を経過した採取試料は、検査請求者の不利益とならない範囲内で、本会において処分するものとする。	に関する業務の委託範囲を明確にするとともに、当該業務を委託する者は受託者に対して示す準則に基づき行わせることを規定していること。 2 成分検査に関する業務を受託する登録検査機関にあつては、受託して行う業務の範囲を明確にするとともに、当該業務を委託する者が示す準則に基づき当該業務を行うことを規定していること。 (検査試料の採取) 1 標準抽出方法に従って行うことを規定していること。 2 外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査の場合、採取した検査試料の保管管理について規定していること。 3 農産物検査法施行規則に基づき標準抽出方法を定める件（平成13年3月22日農林水産省告示。以下「標準抽出方法を定める告示」という。）第一の一の（三）及び二の（二）に定められた大規模乾燥調製貯蔵施設等における試料が特に均一であると認められると判断した検査荷口についての簡素化された抽出方法（以下「簡素化された抽出方法」）によるサンプリングの実施方法について規定していること。 (3-1 判断する基準について) ① 二項分布等で算出された着色粒等の混入確率と穀粒判別器の着色粒等の測定値を比較し、均一であること。 ② 穀粒判別器の測定値に特定の傾向がないこと。 なお、「特定の傾向」とは、採取した20試料において、着色粒等が時間軸により、混入割合に増加傾向又は減少傾向があると判断される状態をいう。 (3-2 施設の公表について) ③ 試料が特に均一であると判断された施設名並びに、都道府県及び市町村を記載した所在地を整理し、ホームページに掲載する等関係者が随時縦覧できるよう必要な措置を講じること。 ④ 上記③を整理する際に、判断した試料データ及び判断を行った者等根拠資料の保存を規定すること。 (3-3 検査方法について) ⑤ 簡素化された抽出方法により実施する条件とその方法を規定すること。
--	---

(農産物検査の業務の実施方法) 第 17 条 農産物検査員は、検査場所の環境が第 35 条第 2 項の環境点検により適切に維持・管理されていることを確認した上で、規則第 16 条に規定する機械器具その他の設備（第 35 条において「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。 (検査証明) 第 18 条 検査証明は、法第 13 条第 1 項及び規則第 10 条の規定に従って行うものとする。 (農産物検査の結果の通知) 第 19 条 農産物検査員は、農産物検査の実施後すみやかに検査証明書を請求者に通知するものとする。 なお、農産物検査員は、様式〇号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。	⑥ 均一性が認められない場合は、標準抽出方法を定める告示第一の一の（一）及び（二）並びに第二の（一）に定められた抽出方法によることを規定すること。 ⑦ 均一性が確認された大規模乾燥調製貯蔵施設等においては、検査請求を受けたロットから採取したサンプルについて、合成・縮分する前に品質が均一で特定の傾向がないか確認する旨を規定すること。 (3-4 試料の採取方法について) ⑧ 試料が特に均一と判断されたロットからの試料の採取方法を規定すること。 (農産物検査の業務の実施方法) 鑑定方法及び標準計測方法に従って適正に行うことを規定していること。 国内産農産物の品位等検査を行う登録検査機関にあっては、検査場所（飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合を除く。以下同じ。）の環境点検の確認を行うことを規定するとともに、実施方法を別に規定していること。 (検査証明) 1 検査証明は、法令の定めるところにより行うことを規定していること。 2 検査証明書又は検査証明事項を QR コード、バーコード、RFID 等照会コードを用いて電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合は、その取扱方法を業務規程に規定すること。 3 上記 2 を規定する場合には、必要な情報セキュリティ対策を講じ、その内容を業務規程とともに保存すること。 4 あらかじめ等級証印を印刷した紙袋等を農産物検査で使用する場合には、その在庫状況等について適切に管理すること及び当該紙袋等に袋詰めする農産物の品位を事前に把握することを規定していること。 (農産物検査の結果の通知等) 検査証明書の通知以外に、農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式等を定めること。 また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請サービスにより検査請求者に通知することができる。 なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる
---	---

(検査手数料の収納方法) 第22条 検査手数料は、〇〇により収納することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、〇〇、〇〇若しくは〇〇又は〇〇により収納することができる。 2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。 (費用の負担等) 第23条 本会は、請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。 第6章 農産物検査を行う組織 (組織) 第24条 本会の農産物検査を行う組織は、別紙〇のとおりとする。 (会長の責任) 第25条 会長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。 (会長の権限の委譲) 第26条 会長は、その責任において、権限委譲規程に基づき農産物検査の実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。 (農産物検査員の任命) 第27条 会長は、本会に所属し、規則第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿に登録された者を農産物検査員として任命する。 2 会長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し	(検査手数料の納入方法) 1 収納の方法が、検査手数料を明朗かつ確実に収納できるものであること。 2 納入方法は、一般的に行える納入方法とし、一部の受検者のみが行える収納方法は、原則としていないこと。 3 流通経費、共同計算等の当該業務規程のなかでなじまない用語が使用されていないこと。 (費用の負担等) 1 請求者に対して過大な負担を求めるものでないこと。 2 特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。 (組織) 1 組織規程等により組織の権限、責任及び業務分担がわかること。 2 最高責任者（会長）からの指示系統が明確に示されていること。 3 農産物検査員の氏名、農産物検査を行う種類及び区域について整理されていること。 (会長の責任) 1 農産物検査における会長の役割及び責任を規定していること。 2 必要に応じて会長の代理者を置いていること。 備考：経営資源とは、人、物、財をいう。 (会長の権限の委譲) 権限を委譲する場合は、権限委譲の範囲、方法等を権限委譲規程により規定していること。 (農産物検査員の任命) 1 任命の基準が登録要件と整合していること。 2 農産物検査員は、農産物検査法、農産物規格その他関係法令に精通していること。 3 宣誓書を交わしていること。
---	---

法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。 3 会長は、前項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。 (農産物検査員の職務) 第28条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第13条第1項の検査証明の業務とする。 2 農産物検査員は、会長及び職制により定められた上長の命に従い、公正かつ誠実に職務を行うものとする。 3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、会長が指定する研修を受講しなければならない。 4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。 第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項 (農産物検査員の教育及び訓練) 第29条 会長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。 (内部監査) 第30条 会長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的に実施するものとする。 2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。 (不適切な行為の防止等) 第31条 会長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。 2 会長は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに、速やかに〇〇農政局長（北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長）に不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。 (国による調査の受け入れ)	4 指導的農産物検査員は、地方農政局長が行う程度統一会等に参加するとともに、農産物検査員を指導できる者を指名する。 (農産物検査員の職務) 1 農産物検査員の職務の範囲を明確にしていること。 2 農産物検査員が登録検査機関の指揮命令下で公正に職務を行うことが明確にされていること。 3 必要に応じて訓練を行っていること。 4 機密保持の取り決めがあること。 (農産物検査員の教育及び訓練) 登録検査機関としての農産物検査員の教育及び訓練に関する取組が明記されていること。 (内部監査) 1 計画的かつ定期的に内部監査を実施していること。 2 内部監査規程においては、監査の方法、頻度、内部監査員の資格、監査結果の改善手順等について規定すること。 (不適切な行為の防止等) 1 不適切な行為の予防及び是正についての取り決めがあること。 2 不適切な行為が見つかった場合、直ちに是正するとともに、地方農政局長へ報告することを明記していること。 3 罰則規定を設ける場合は、定款等と整合性がとれていること。 (国による調査の受け入れ)
---	--

第32条 本会は、国による調査があったときは、これを受け入れ、協力するものとする。 (指導的農産物検査員の役割) 第33条 本会は、国が主催する会議等への参加要請があったときは、要請内容に応じて職員又は指導的農産物検査員を参加させるものとする。 2 指導的農産物検査員は、第29条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で会長を補佐する。 (異議申立て、苦情及び紛争の処理) 第34条 本会は、請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。 (機械器具等及び検査場所の点検) 第35条 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。 2 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、次の各号に掲げる場合に応じて、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。なお、環境が適切に維持されていることを確認した者は、環境点検実施状況確認簿（別記様式）を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくこととする。 一 登録検査機関が所有する施設（CEや倉庫等）を検査場所として使用する場合 施設の担当部局が環境点検を定期的を実施することによって、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。 ただし、登録検査機関が所有する施設が、食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類をもって、環境点検を省略することができる。	国が行う調査を受け入れること。 (指導的農産物検査員の役割) 国が主催する会議等へ参加することを明記すること。 (異議申立て、苦情及び紛争の処理) 請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理することが規定されていること。 (機械器具等及び検査場所の点検) 1 機械器具等の保守点検を定期的の実施することを規定していること。 2 国内産農産物の品位等検査を行う登録検査機関にあつては、検査場所（農産物検査の対象が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる検査場所を除く。以下同じ。）の環境を以下により適切に維持・管理が行われていることを確認した上で農産物検査を実施するものであることを規定していること。 (1) 登録検査機関が所有する施設（CEや倉庫等）を検査場所として使用している場合は、施設の担当部局が環境点検を定期的の実施し、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施することを規定していること。 その際、当該登録検査機関が所有する施設が食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類を確認することで環境点検を省略することを業務規程に規定することも可能とする。 <環境点検の主な項目> ・ 5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）によるそ族昆虫等の防除の徹底 ・ 環境点検シートによる保管施設の環境改善。 ・ 清掃、防虫・防そ対策等の実施日及び実施者等の記録作成及び保存（施設の管理日誌等）。
--	--

二 登録検査機関が、第三者との間での賃貸借契約を結ぶ又は承諾を得ることによって使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所とする場合 農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。 （等級証印の管理） 第 36 条 等級証印を適切に管理するものとする。 （検査証明事項の訂正方法） 第 36 条の 2 広域登録検査機関は、農産物検査法第 13 条第 2 項に規定する紛らわしい表示とならないように、登録検査機関が定める業務規程に検査証明事項の訂正方法を定めるものとする。 （等級証印の不正使用等） 第 37 条 本会の役職員は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに会長に報告するものとする。 2 会長は、前項の報告があった場合は、速やかに地方農政局長に報告する等適切な措置を講じるとともに、地方農政局長の要請による調査等に協力するものとする。 （農産物検査の結果の報告） 第 38 条 会長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより農林水産大臣へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。 （その他） 第 39 条 この規程に定めるもののほか、農産物検査に関し必要な事項は、別に会長が定めるものとする。 制 定 令和〇年〇月〇日 一部改正 令和〇年〇月〇日	（2）登録検査機関が、第三者との間での賃貸借契約又は承諾を得ることによって使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所とする場合は、5 S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）の観点から、農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認することを規定していること。 （等級証印の管理） 等級証印の保管場所を特定し、許可なく持ち出せないように厳重に保管していること。 （等級証印の不正使用等） 1 不正使用に対して適切な対応をしていること。 2 不正使用を発見したときは、適切な措置を講じるとともに、地方農政局長の要請による調査等に協力すること。 （農産物検査の結果の報告） 検査数量その他必要な報告を期限までに実施すること。 なお、同報告は共通申請サービスにより検査の報告ができるものとする。 （その他） 適切に文書化されており、内容がこの規程と矛盾しないこと。
---	--

別記様式

(品位等検査（生産者）)

検査請求書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考

検査手数料の合計額

2 希望受検場所

3 希望受検期日

上記により、農産物検査法

第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）

第6条の品位等検査（麦の品位等検査）

第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）

を受けたいので、請求します。

年 月 日

検査請求者

住 所

氏名又は名称

（登録検査機関） 名 称

代表者氏名 殿

検査請求書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	産地国	銘柄	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考

検査手数料の合計額

2 輸入船名、港名及び入港年月日

船 名 港 名 年 月 日

3 希望受検場所

4 希望受検期日

上記により、農産物検査法

第4条の品位等検査(輸入米穀の品位等検査)

第7条の品位等検査(輸入麦の品位等検査)

第9条の品位等検査(米麦以外の輸入農産物の品位等検査)

第34条第1項の品位等検査(政府が輸入する麦の品位等検査)

を受けたいので、請求します。

検査請求者

住 所

氏名又は名称

（登録検査機関） 名 称

代表者氏名 殿

(品位等検査（輸入者）)

8-40

(品位等検査 (売買取引業者))

検 査 請 求 書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	産地国	銘 柄	包装の種類	量目	数 量	検査手数料額	備考

検査手数料の合計額

2 輸入船名、港名及び入港年月日

船 名 港 名 年 月 日

3 希望受検場所

4 希望受検期日

上記により、農産物検査法

- 第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）
第5条第2項の品位等検査（期間経過米検査）
第8条において準用する同法第5条第1項の品位等検査（麦の品位等検査）
第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）
第15条第2項の品位等検査（検査が失効した麦の品位等検査）

を受けたいので、請求します。

検査請求者

住 所

氏名又は名称

(登録検査機関) 名 称

代表者氏名

殿

(成分検査)

成 分 検 査 請 求 書

1 成分検査を受けようとする農産物 1 品位等検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	銘柄	包装の種類	量目	数量	成分検の項目	検査手数料額	備考

検査手数料の合計額

2 希望試料採取場所

3 希望受検期日

上記により、農産物検査法第10条の成分検査を受けたいので、請求します。

検査請求者

住 所

氏名又は名称

(登録検査機関) 名 称

代表者氏名

殿

(環境点検実施状況確認簿)

環境点検実施状況確認表

：		検査場所：	
確 認 日	確 認 者	確 認 日	確 認 者

成分検査委託業務規程記載事項（例）	作成のポイント
成分検査委託業務規程 （登録検査機関名） 第1章 総 則 （総 則） 第1条 ○○○○○○○○○（以下「本会」という。）が農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第2条第5項の登録検査機関として行う同条第4項の成分検査（以下「成分検査」という。）に関する業務のうち、法第28条の規定に基づき委託する業務（以下「委託業務」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。なお、本会が委託業務の実施に関し、この規程に定めていない事項については、業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）の業務規程の定めるところによるものとする。 （受託者の責任） 第2条 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に誠実をもって行うとともに、委託業務の実施に責任を負うものとする。 （委託業務に係る農産物の種類） 第3条 本会は、委託業務のうち○○、○○に係る業務を委託する。 （委託業務の内容） 第4条 委託業務の内容は次のとおりとする。 一 成分検査の請求の受付 二 検査手数料の徴収 三 検査試料の採取及び送付 四 検査証明書の交付 （成分検査の請求の受付場所） 第5条 成分検査の請求の受付場所は、受託者の農産物検査業務規程に定める検査請求の受付場所とする。	（総 則） 1 成分検査委託業務規程が適用される範囲を示していること。 2 成分検査委託業務規程に定められていない事項（検査の方針、検査を行う時間等）については、受託者の農産物検査業務規程によることが明記されていること。 （受託者の責任） 受託者の責任の範囲を明確にしていること。 （委託業務に係る農産物の種類） 委託業務に係る農産物の種類の範囲を明確にしていること。 （委託業務の内容） 委託業務の範囲を明確にしていること。 （成分検査の請求の受付場所） 1 成分検査の請求の受付場所を明確にしていること。 2 成分検査の請求の受付場所の設置が、受検者の利便に資するものであること。

(成分検査の請求の受理)

第6条 受託者は、成分検査の検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式による成分検査の検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、委託業務を行うものとする。

2 受託者は、請求の受理に当たっては、その内容を十分に確認するとともに、検査請求者に対して成分検査に要する日数、受検準備、検査手数料単価及び支払方法その他必要な事項を説明するものとする。

3 受託者は、正当な理由がない限り、成分検査の請求の受理を拒否することができないものとし、受理を拒否する場合は、その理由を検査請求者に通知するとともに、本会に成分検査の請求の受理を拒否した旨をその理由を付して報告するものとする。

4 受託者は、検査請求書を受理したときは、検査請求者に証明番号を通知するとともに、次に掲げる本会の事務所のうち最寄りの事務所に検査請求書に証明番号を付して、速やかにこれを送付するものとする。

名称	所在地	電話番号

(検査手数料の徴収)

第7条 受託者は、検査請求書を受理した時は、検査手数料の請求書に明細書を付して検査請求者に請求し、本会が定める手数料を検査請求者から徴収するものとする。

2 受託者は、本会に対し、検査手数料額から委託業務に係る手数料額及び本会への試料送付料を控除して得た額を、本会が指定する方法で支払うとともに、成分検査の請求一件毎の検査手数料の請求書及びその明細書並びに委託業務に係る手数料の計算書を本会に送付するものとする。

(成分検査の請求の受理)

1 検査請求者によって差別的な取扱いをするものでないこと。

2 検査請求者に対して、成分検査について十分な説明が行われていること。

3 検査請求書の回付先を明らかにしていること。

(検査手数料の徴収)

1 検査手数料の支払方法等が適正に行われるものであること。

2 検査手数料の取扱い(受託者から本会への検査手数料の支払方法、本会から受託者への業務委託手数料の支払方法及び本会への試料送付料の支払方法)、支払方法を明確にすること。

(受検のための準備) 第 8 条 受託者は、委託業務を円滑かつ効率的に行う観点から、検査請求者に対して、次に示す受検のための準備を指示するものとする。 一 受検ロットの編成 二 農産物検査法施行規則(昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。) 第 10 条第 5 項の表示の添付 (検査試料の採取・送付等) 第 9 条 検査試料の採取は、受託者に属する農産物検査員が、受検ロットごとに農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。 なお、法第 17 条第 2 項第 1 号の農産物検査員(第 11 条第 1 項第 6 号において「農産物検査員」という。)は、自ら指示するところにより試料の採取を補助者に行わせることができる 2 採取した試料については、1 キログラムに合成縮分し、そのうち 500 グラムを別紙様式による試料採取調書を添付の上、本会の指定する検査場所(測定所)に送付するものとする。 3 試料の採取に際しては、受検ロットに、水濡れ、汚損等の事故品が含まれていないことを確認するとともに、受検ロットと検査請求書の記載内容が異なる場合又は確認できない場合は、必要に応じ円滑な試料の採取ができるよう措置を講ずるものとする。 4 受託者は、本会に送付した残りの試料については品質の劣化防止に留意の上、当該試料に係る検査証明書の発行後〇日間は保管するものとし、その後は廃棄するものとする。 (検査証明書の交付) 第 10 条 受託者は、成分の測定に係る検査証明書が本会から送付された場合は、検査請求者に対し検査証明書を交付するとともに、次条の帳簿に交付年月日等を記入しておくものとする。 (委託に係る帳簿の整備) 第 11 条 受託者は、委託に係る業務について次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、他の業務との区別を明確にしておくものとする。	(受検のための準備) 1 検査請求者に対する指示が、検査を円滑かつ効率的に行う観点から妥当なものであること。 2 特定の者に対して差別的な取扱いをするものではないこと。 (検査試料の採取・送付等) 1 農産物検査員が標準抽出方法に従って行うことを規定していること。 2 補助者が行う業務の範囲を明確にしていること。 3 試料の取扱を明確にしていること。 4 試料採取における留意事項を明確にしていること。 (検査証明書の交付) 検査証明書の交付状況等について明確に記録しておくこと。 (委託に係る帳簿の整備) 1 業務内容が明確に整理されるよう規定すること。 2 帳簿が必要な期間適正に保存されるよう規定すること。
--	--

- 一 証明番号
 - 二 検査請求者名
 - 三 検査受付年月日
 - 四 試料採取年月日及び試料採取者名
 - 五 種類、生産年度、銘柄、包装、量目及び検査数量
 - 六 成分項目別測定結果
 - 七 検査証明年月日及び交付年月日
 - 八 検査手数料の単価及び手数料の額、委託手数料の額及び控除後の検査手数料の額
- 2 帳簿については、業務完了後5年間保存しておくものとする。
- 3 帳簿については、電子記録媒体に記録した電磁的記録として、保存することも差し支えないものとする。

- 3 帳簿が必要な期間適正に保存されるよう規定すること。

別記様式

(成分検査)

成分検査請求書									
1 成分検査を受けようとする農産物									
種類	生産年度	産地国	銘 柄	包装の種類	量 目	数 量	検査手数料額	備考	
検査手数料の合計額									
2 希望試料採取場所									
3 希望受検期日									
上記により、農産物検査法第10条の成分検査を受けたいので、請求します。 年 月 日 検査請求者 住 所 氏名又は名称 (登録検査機関) 名 称 代表者氏名 殿									